

刑 法 (100点)

第1問

A村に居住する甲(40歳)は、B市の飲食店で働く乙(22歳)と親密な関係となり、乙にせがまれるままに、ブランド製品や宝飾品などを買い与えたり、旅行や飲食の代金を支払ったりするようになった。そのうち甲が財産を使い果たしてしまうと、乙は、「買いでくれないならあんたなんかもう知らない。年寄りでも襲ってお金を作って来たらいいじゃない。意気地なし。」と言ってさらに金品の提供を求めた。乙の関心を失いたくなかった甲は、A村で昔から理髪店を経営するX(90歳)が夜間に独りで店にいることを思い出し、Xの店の売上金を取得することにした。甲は覆面をし、Xを縛り上げるためのロープを携帯して、人通りのない時刻になったのを見計らってXのいる店に入り、ロープを示して「金を出せ。出さなければ殺す。」と申し向けた。Xは、体格や声から、入って来たのが甲であることに気付き、「お前は甲だな、警察を呼ぶぞ。」と言り返した。甲は、正体を知られたからには警察に捕まってしまうかもしれないと考え、慌てて店を飛び出して逃走した。

実際には、甲が来た時点で、Xはそれまでにあった売上金を全額、預金口座に入れた直後であって、店のレジの中には現金がなく、Xは財布も携帯していなかった。なお、体力ではるかに勝る甲がXを縛り上げることは容易にできたであろうと認められる。

その後、Xは、幼少の頃からA村に住み、客として来店したこともある甲がこのような行為に及んだことのショックに思い悩み、警察に通報することもできず、うつ病になり、世をはかなんで自殺した。

甲・乙の罪責を論じなさい。

## 第2問

甲は、一人住まいのお年寄り X に、弁護士と名乗って電話をかけ、X の息子 Y が暴力団と揉めて 500 万円の示談金が必要になったとの虚偽の事実を告げたうえ、宅配業者 A が伺うので 500 万円の入った箱を B 宛に送るように説得した。X が送金を了承したので、甲は、A に電話をして「X だが自宅まで集荷に来て欲しい。」と依頼した。

A の従業員乙は、会社の指示に従って X 宅に赴き、玄関で X と話をしたところ、X の話す内容がどうもおかしく、自分は詐欺の片棒を担がされていると気がついた。しかし、面倒を避けるために黙って X から箱を受け取ると荷台に積んで、集配トラックの運転を続けた。

しばらくして乙は、この金は表に出せないだろうから自分が貰っておこうと考えるに至ったものの、X 宅に「ご依頼主お控え」を置いてきており、留守で集荷できなかったとしらを切るにはそれを回収する必要があると考えた。そこで乙は、先の集荷から 15 分ほど過ぎた時点で X 宅に戻って無施錠の玄関戸を開けて入り、下駄箱の上に無造作に置いてあった「ご依頼主お控え」をズボンのポケットに入れて家を出ようとした。

ところが、X から Y の件で連絡を受けて急遽訪ねてきた X の娘 Z と出くわしそうになり、500 万円の返却を求められると考えた乙は、顔を見られないように Z の背後からその後頭部を殴って昏倒させ、X 宅を後にした。Z はこの殴打により、全治 2 週間程度の打撲傷を負った。

翌日になっても B に荷が届かないことを不審に思った甲は、A に問い合わせるなどし、乙が 500 万円を横取りしたらしいと気がついた。そこで甲は乙宅に出向き、帰宅してきた乙を呼び止めると、「客の荷物に手を付けるとはいい度胸だが、立派な犯罪だ。今返せば、警察には黙っておいてやる。」と告げた。乙は、内心では「警察に出られるものなら出てみるよ。やばいのはあんただろう。」と毒づきつつも、早めに手を引くほうが賢明なようだと思い直して、500 万円を箱に入ったままの状態に甲に渡した。

甲・乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。